

「自転車安全利用の推進宣言」プロジェクトについて

1 趣旨

千葉県における自転車に関係する交通事故は、全交通事故の約25%を占め、自転車利用者の交通ルールとマナーを指摘する声も多数寄せられています。

また、これからは、自動車・自転車・電動キックボード・歩行者が共存することとなり、交通事故のない社会を実現するため、自転車の安全な利用を呼び掛ける「自転車安全利用の推進宣言」を広める取組を推進することとしました。

自転車利用者の皆様に、今一度、自転車の安全利用について、考えるきっかけにさせていただくとともに、自転車の交通安全の輪が県内全域に広がり、1件でも多くの自転車事故をなくすため、本プロジェクトにご賛同いただければ幸いです。



2 「自転車安全利用の推進宣言」の取組について

(1) 警察官が事業所等にお伺いしますので、団体・企業・学校の代表者（権限的な代表に限りません）から、宣言書を読み上げていただきます。

(2) 宣言後は、機関誌・社内誌等における情報伝達、広報啓発にご協力いただくほか、「自転車リーダー」を指定して、自転車安全教室を実施してください。

交通事故発生状況等の情報や警察官の派遣につきましては、最寄りの警察署又は交通部交通総務課までご連絡ください。

千葉県警察本部交通部交通総務課（電話043-201-0110）

